

令和4年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月10日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 事件の訂正について
- 日程第 2 議案第 2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 11号 中川村教育委員会員の任命について
- 日程第 6 請願第 1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- 日程第 7 請願第 2号 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める請願
- 日程第 8 請願第 3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願
- 日程第 9 陳情第 5号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情
- 日程第 10 陳情第 6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情
- 日程第 11 発議第 4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 日程第 12 発議第 5号 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書の提出について
- 日程第 13 発議第 6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出について
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

- 1番 片桐 邦 俊
- 2番 飯 島 寛
- 3番 松 澤 文 昭
- 4番 大 原 孝 芳
- 5番 松 村 利 宏
- 6番 中 塚 礼次郎
- 7番 桂 川 雅 信
- 8番 柳 生 仁
- 9番 (欠員)
- 10番 山 崎 啓 造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|---------------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男 | 総務課長
会計管理者 | 松 村 恵 介 |
| 地域政策課長 | 眞 島 俊 | 住民税務課長 | 小 林 郁 子 |
| 保健福祉課長 | 水 野 恭 子 | 産業振興課長 | 宮 崎 朋 実 |
| 建設環境課長 | 松 澤 広 志 | リニア対策室長 | 小 林 好 彦 |
| 教育次長 | 上 山 公 丘 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子
- 書 記 座光寺 てるこ

令和4年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年6月10日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
日程第1 事件の訂正についてを議題とします。
訂正理由の説明を求めます。

○産業振興課長 事件の訂正請求について御説明を申し上げます。
去る6月6日に提出しました事件につきましては、次のとおり訂正したいので中川村議会会議規則第20条の規定により請求をさせていただきます。

記

件名

議案第2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

理由 附則に誤りがあったため

訂正内容

議案第2号

訂正前「この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。」

訂正後「この条例は、公布の日から施行する。」

議案第3号

訂正前「この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。」

訂正後「この条例は、公布の日から施行する。」

○議長 お諮りします。

本件は事件訂正の申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正について許可することに決定しました。

日程第2 議案第2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算(第2号)

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長

それでは、議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

今回の補正予算は、コロナ禍における燃油価格・物価高騰等緊急支援対策関連予算、4回目の新型コロナワクチン接種経費、林道災害復旧関連工事の追加等が主なものであります。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に4,050万円を追加し総額を38億900万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

5ページ。

16款 国庫支出金。

総務費国庫補助金、企画費補助金1,764万4,000円は、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金の追加。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金 20 万 9,000 円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金のシステム改修費に係る補助金。

児童福祉費補助金 17 万 5,000 円は、同じく子育て世帯生活支援特別給付金のシステム改修に係る補助金であります。

保健衛生費補助金 465 万 4,000 円は、4 回目の新型コロナワクチン接種に係る補助金であります。

6 ページの繰越金は、前年度繰越金の追加。

7 ページ、22 款 諸収入、雑入のその他保健福祉関係は、村外の方が村内医療機関等でワクチンを接種した場合の居住地市町村の負担金であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

8 ページ。

3 款 民生費。

社会福祉費、社会福祉総務費の交付金 20 万円は、村内の障害者福祉施設に対する燃油価格・物価高騰等支援交付金。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の負担金は、給付事務に係る上伊那広域連合システム改修費の負担金であります。

老人福祉費、老人福祉事業の交付金 340 万円は、介護保険事業所と高齢者憩いの家の指定管理者に対する燃油価格高騰等支援交付金。

老人福祉施設管理費と子育て支援事業の工事請負費は、新型コロナ感染予防のための手洗い設備改修費。

負担金は子育て世帯生活支援特別給付金に係る広域連合システム改修費の負担金であります。

10 ページ。

4 款 衛生費の保健衛生費、予防事業の交付金 140 万円は、医療機関、薬局、接骨院等に対する燃油価格高騰等の支援交付金。

新型コロナワクチン接種事業 424 万 5,000 円は、4 回目の新型コロナワクチン接種に係る諸経費の追加。

保健センター管理費の工事請負費は、老朽化により不具合のある保健センター内のエアコンの更新を行うものであります。

11 ページ。

6 款 農林水産業費の農業費、農業振興事業交付金 200 万円は、燃料費等高騰緊急支援として燃油消費量の大きい基幹的農家の支援を行うもの。

林業費、林道管理事業の工事請負費は、過日、全員協議会で御説明をいたしました広域林道陣馬形線災害復旧工事箇所補修工事費の追加であります。

12 ページの商工費であります。商工振興事業は、燃油価格・物価高騰等に伴う低所得世帯への支援として住民税非課税世帯に対して第 4 弾なかがわ生活応援商品券 1 万円分を交付する事業費 380 万 6,000 円と、経費負担が増加している商工事業者等に

対する支援金として 1,800 万円を計上するものであります。

観光費 210 万円は、飲食店等の利用促進のため中川観光クーポン券の発行枚数を増やすものであります。

最後に、予備費を 15 万 9,000 円増額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 11 号 中川村教育委員会員の任命についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○村 長

ただいま朗読いただきました議案第 11 号について提案理由を申し上げます。

現在、教育委員としてお務めいただいている下平裕司さんは、平成 30 年 9 月 2 日から 1 期 4 年間、村の教育行政進展のために御尽力をいただきましたが、引き続き教育委員として任命いたしたく提案を申し上げるものであります。

氏名は下平裕司。

生年月日、住所は記書き以下のとおりでございます。

教育一筋に歩んでこられたお力を引き続き教育委員として発揮いただくことが必要であると考え、同氏を任命いたしたく、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議長 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 この採決は起立によって行います。
 本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議長 全員起立です。
 御着席ください。(一同着席)
 したがって、議案第11号は同意することに決定いたしました。
 日程第6 請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費
 国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
 を議題とします。
 本件は厚生文教委員会に付託してあります。
 厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
 ○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 6月6日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第
 1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅
 持・拡充」を求める請願書について、6月8日、委員全員出席の下、慎重に審査をい
 たしました。
 請願の趣旨は、2021年度からの5か年計画で小学校は35人学級が実現することにな
 りました、全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです、しかし中学校
 は40人のままです、新しい生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも
 少人数学級はさらなる推進が必要です、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するた
 めには抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です、子どもたちが
 全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です、豊
 かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です、記ということで1 どの
 子にも行き届いた教育をするためさらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること、
 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育国庫負担
 制度を堅持し負担率を2分の1に還元するなど拡充することという内容でした。
 審査の結果は、賛成多数で採択すべきものと決しました。
 審査の過程で出された主な意見は、「請願理由においては国に関わることと県に関
 わることについて文面が混在しており、意見書については明確化を図る必要がある」
 「国の義務教育費負担制度は教職員給与の3分の1を負担しているが、県や市町村が
 独自財源で教員を配置している実態があり、地方自治体の財政負担は大きなものとな
 っている。国が一定の予算を担保することにより地方自治体予算の弾力的な運用につ
 ながる」「日本の国債発行残高は100兆円を突破する見通しであり、教育予算の積み
 増しを求めることは、この請願の対象となる生徒児童に大きな負の遺産を積み増すこ
 とになる。しかし、単に国家財政の悪化を理由として教育財政支援や教育制度改革を

否定することは大きな問題であり、趣旨採択とするのが妥当である」「将来の子どもた
 ちのために教育費の予算増額と教育制度の堅持、維持を図るべきである。働き方改革
 を実現して教職員定数の改善を図り、教職員の成り手不足の解消も進めるべきである」
 「日本の教育予算は先進国の中で最低の状況となっており、教育力の低下も顕著にな
 ってきている。教育予算の増額及び教育制度の堅持、拡充は日本経済全体に波及す
 る問題であり、国が責任を持って対処すべきである」などの意見が出されました。
 ○議長 以上、審議のほどよろしくお願いいたします。
 委員長報告を終わりました。
 ○議長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 ○議長 まず原案に反対者の発言を許します。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 続きまして原案の賛成者の発言を許します。
 ○7番 (桂川 雅信) この請願に賛成する立場で意見を申し上げます。
 まず我が国の教育予算についてですが、私はこのことについて以前にも国際比較で
 日本が最低レベルにあることを述べました。
 ○議長 OECDが2019年9月10日に発表した調査結果によると、初等教育から高等教育
 の公的支出が国際総生産、GDPに占める割合は、ノルウェーが6.3%と最も高く、
 フィンランド5.4%、ベルギー5.3%、スウェーデン5.2%などが続いている一方、日
 本は2.9%と比較可能な35か国中で最下位です。OECD諸国平均は4.0%、EU23
 か国平均は3.9%であります。
 一方で、文部科学省が6日前の2022年6月3日に公表した内容によると、令和3年
 度に中退した学生は5万7,875人、このうち経済的困窮により中退した学生は13.5%
 7,813人としていました。
 また、コロナの影響で高校生も中途退学者が出ているという悲劇的自体は国の教育
 予算の脆弱性を示しています。
 諸外国では教育の無償化が進み、奨学金も給付型が一般的になっているのに、日本
 はまだ高額授業料を支払う制度が今も当たり前になっています。
 教育予算の飛躍的な増額は国の根幹にかかわる問題です。
 請願で述べている義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1に減額したのは
 2006年ですが、これは行政の三位一体改革で財務省の強い圧力で実施されたもので、
 財務省の方向は子どもたちの未来のためではなく国の未来を危うくするものです。
 教育は国の根幹をなすものです。これは、途上国だけでなく、先進国であっても持
 続的に国の生産活動を支える人材を送り出さねばならないからです。
 7,000人以上の学生が経済的理由で退学を余儀なくさせられている日本の現状は、

本当に先進国なののでしょうか。未来を担う子どもから学生まで、経済的な不安なく安心して社会に送り出すことは日本社会の持続的発展に欠かすことができない最低限の条件であることを強く訴えて、私の賛成意見といたします。

○議長 ほかにはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願廃委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7 請願第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める請願
を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 (柳生 仁) 6月6日の議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願受理番号2号 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める請願については、6月8日、役場第1委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。
審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。
請願の趣旨は次のとおりです。
コロナ禍の長期化で農畜産物の重要が減少し、農畜水産物価格が低迷しています。
とりわけ2021年産米の生産者価格は1俵――60kgでございますが――9,000円～7,000円台と大暴落しました。大暴落した原因は、コロナ禍という未曾有の災厄の下で生まれた過剰在庫の隔離を政府が拒否し続けたことにあります。過剰在庫の市場隔離、食糧支援の実施などを求める声が大きく広がる中、政府は15万t特別枠による市場隔離を行うこととなりましたが、不十分と言わなければなりません。
一方、政府は、2021年産米の生産調整追加分6.7万haをほぼ達成したにもかかわらず、2022年産米でも5万haの主食用米削減計画を打ち出すとともに、水田活用直接支払交付金を見直す方針を明らかにしています。
その内容は、あぜや水路があっても5年間1度も水稻の作付が行われない水田を交付対象から除外する、多年生牧草への交付金を現在の10a当たり3.5万円から1万円に大幅に減額すること、飼料用米の複数年加算10a当たり1.2万円を廃止することなどです。長年、生産調整へ協力し転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りであると言わざるを得ません。
ここ数年、麦、大豆、菜種、ソバなどの戦略作物の価格暴落は深刻です。輸入飼料

の安定供給も危ぶまれています。こうした中で交付金がカット、削減されれば営農が根底から危ぶまれ、定着させてきた転作が困難になることは明らかです。その結果、離農が加速され、地域経済にも重大な影響をもたらすこととなりますなどであります。
審査の結果、賛成多数で採択です。
質疑でございますが、「現場の課題を上げてほしい。休んでいる水田を復活することは難しい」「生産調整に協力してきた畑を水田に戻すことは大変との声を聞く。現場に即した農業施策を」「大規模なところはいいかもしれないが、中山間地は後継者問題がある。村民の意見を重視する」「何も作っていない方もいるのか」などであります。
賛成討論では、「直接支払交付金の見直しは中川村にとって即農業の継続に影響する」「中川村は兼業農家、家族経営が多く、大規模農業はできない。多種多様の農業をやっており、担い手の確保が難しく、農業をやっている人がいなくなるのでは」「補助金は必要。それがあるからやっつけていける。農業は景観や環境に関わっている」。
趣旨採択の意見では、「中川村や伊那谷の農業をどのようにやっつけていくか考えるのにいい機会。このままではよくなる。具体的にどのようにやっつけていくか、現場の課題を国に上げていくことが必要」。
以上、慎重な御審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 続きまして原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 以上で討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第8 請願第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願
を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 (柳生 仁) 6月6日の議会本会議において総務経済委員会に付託されました請

願受理番号3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願は、6月8日、役場第1委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査を行いました。

審査の結果、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からインボイス制度——適格請求書等保存方式実施に向けた適格請求書発行事業者の登録申請の受付が進められています。

農業者の9割は免税事業者です。インボイスの保存が仕入税額控除の前提となり、免税業者は取引から排除されかねません。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

いわゆるJA特例はありますが、Aコープでの直売には適用されません。ましてや、道の駅などの直売所での販売にはインボイスの発行が要求されることもあります。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ地域経済が疲弊する下で、中小企業、自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声が上がっていますなどがあります。

審査の結果、全員の賛成で採択であります。

質疑では「小規模事業者にリスクが高い」。

賛成討論では「政府に物を言ったほうがいい」、もう一つは「やる方向で進んでいる。やらなくてはとも思う」「農業者の9割が免税事業者で難しい。分析、検証に基づき問題点を明らかにし、その対策を要望することも必要。」。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、この請願に反省する立場で発言をいたします。

この請願については、提案理由にほぼ尽くされていますので、これ以上述べることはあまりないのですが、1つだけ強調しておきたいことがあります。

インボイスとは、販売対象ごとに消費税率が記載された納品書または請求書のことを指します。インボイス制度が導入されると、課税事業者は仕入先のインボイスに記

載された税額のみ控除できるようになります。言い換えれば、インボイスが発行されないと仕入れの税額を差し引くことができず、納税額が高くなります。

ただし、インボイスを発行できるのは課税事業者に限られており、免税事業者はインボイスの発行はできません。つまり、免税事業者は自ら課税事業者に変更するか、そのまま免税事業者として生き続けるかの選択を迫られ、課税事業者との取引はほぼなくなってしまうという点です。

インボイス制度は中小零細企業や農業者も窮地に追い込むものであり、まず中止すべきです。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第9 陳情第5号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されておりますので、陳情第5号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情は採択されたものとみなします。

日程第10 陳情第6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されておりますので、陳情第6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情は採択されたものとみなおします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時50分といたします。

休憩。

〔午後2時39分 休憩〕

〔午後2時50分 再開〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 発議第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○6番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして提案とさせていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2021年度からの国の5年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、中学校は40人のままです。

新しい生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。

長野県内では1月27日から蔓延防止等重点措置が適用され、3月6日に終了となりましたが、新年度になっても学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など、不断の努力を続けています。

また、新学習指導要領への対応や貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、2021年度から国が順次展開されている小学校の35人学級の早期完全実施と、中学校、高校も見据えたさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革についてなどの政府・与党の決定を経て、平成18年度税制改正において国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) すみません。これは厚生文教委員会で審議した際の意見書の本文の一部ちょっと文言が違っているようですので、委員長のほうでちょっとあれですが、本文の10行目です。

「2021年度から国が順次展開されている」ではなくて「順次展開している」に訂正してははずですので、ちょっとこれは委員長のほうからもう一度言っていただいたほうがいいと思いますが、これは意見書の本文のところですが「国が順次展開されている」になっていますが、「国が順次展開している」になっていたと思いますので、訂正したと思いますので。

○議長 長 訂正ですか。

○6番 (中塚礼次郎) それじゃあ訂正します。

○議長 長 訂正するそうですので、いいですか。

○7番 (桂川 雅信) 訂正するということですね。

○議長 長 はい。

○7番 (桂川 雅信) はい。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○4番 (大原 孝芳) では、案文を朗読しまして説明とします。

水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書

人口減少や食生活の多様化が進み米の消費量は年々減少し、コロナ禍に伴う外食、中食の需要も減少、民間在庫も増加傾向となっており、水田農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

こうした厳しい状況の中で、水田活用の直接支払交付金について令和4年産から8年産の5年間で1度も水張りが行われぬ(米を作付しない)農地は交付対象から外す方針が示されました。

上伊那地域の農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め転作作物への転換に取り組んでまいりましたが、今回の見直しにより、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。

日本の農業補助金は、欧州や米国など諸外国に比べ極端に低い水準となっています。日本より経営規模も大きく、補助金も潤沢な輸入作物が低価格で流通する中で、麦、大豆などの戦略作物を生産拡大するためには、日本においても生産コストに見合う公的補助金が必要です。

2021年公表の食料自給率は過去最低水準の37.17%となっており、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢も不安定となる中で、食糧安全保障について一度見詰め直し、国内産を最優先とした農業政策への転換が図られることを農業現場は求めています。

また、地域の中心的な担い手などに農地集約が進む中、農業用水路等の維持管理については所有者と耕作者の乖離が進んでおり、経費負担の問題が表面化していくと考えられ、農地の長期利用を可能とするためには国主導による維持管理を行う仕組みの構築も望まれています。

こうした実情を踏まえ、農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的に農業を営むことができる制度を構築するよう意見書を提出します。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件については、主食用米の生産調整の実行性を高める観点から、現場実態を踏まえ、あぜ、水路などの機能確認にとどめること。
- 2 交付対象要件の見直しを進めるならば、麦、ソバ、大豆等、国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。
- 3 農地の所有と利用の分離がある現状において、優良農地の長期利用を可能とするために農業用水路等の機能維持と管理については十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組みを構築すること。

よろしく御審議をお願いします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第6号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○5番

(松村 利宏) 朗読をもって提案とさせていただきます。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、農畜産物の消費量の減少、販売価格の低迷、燃油・肥料・飼料の高騰などにより地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば、離農者の増加、地域農業の破綻、ひいては地域経済の疲弊を招くことが懸念されています。

こうした厳しい状況の中、2023年10月からインボイス制度——適格請求書等保存方式の導入が予定されていますが、農業者の大多数は免税事業者であるため、インボイスを発行できません。

本則計算の課税事業者にとっては、免税事業者からの仕入取引では仕入税額控除が行えないため、消費税負担が増加することとなります。このため、多くが免税事業者である中小規模の農業者は取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響、さらには値引きを強要されるようなことが懸念されます。

また、農事組合法人形態の集落営農組織では、構成員のほとんどが免税事業者であるため、従事分量配当、作業委託料、機械賃借料、圃場管理料などについて仕入税額控除ができなくなることになり、消費税の納税負担が増えることで経営継続の危機に立たされるおそれがあります。

上伊那の地では、平成19年度からの品目横断的経営所得安定対策を契機に集落営農の必要性を議論し、中山間地の農業を支える役割を集落営農組織の設立に見だし、現在では49の集落営農法人が各地域の農業の核としての役割を果たしています。集落営農法人の経営収支の悪化はその構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と遊休荒廃地の増加などを招く結果となりかねません。

日本の農業者は9割が免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中で、これ以上の負担増は最終的に日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性すら秘めています。

以上の趣旨から下記の緩和措置を講じることを強く求めます。

記

- 1 直売出荷者などの免税事業者が定の要件を満たせばインボイス(適格請求書)を発行できるような特例を設けること。(課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため)
- 2 人・農地プランの中で中心的な担い手に位置づけられた集落営農法人等について、従事分量配当などの支払先である構成員が免税業者であっても仕入税額控除が受けられる優遇措置を講じること。
- 3 農協等特例の要件で対象者は組合員、条件は無条件委託方式かつ共同計算方式と定められているが、JAにおいては組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引とを区分することで事務が煩雑化し経費が増加する。結果として農業者の生産コストの増加につながる事が予想されることから、対象者は農業者、条件は委託方式として要件を緩和すること。

以上です。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村 長

6月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。

今定例会では、提案を申しあげました報告・承認案件3件の全てと議案11件につきまして提出いたしました原案どおり承認、可決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

とりわけ本日最終日に提案いたしました高騰する燃油等に対してコロナ対応地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯への生活応援商品券の配布、商工業者、認定農業者等への支援、医療機関、福祉施設等に対する支援もお認めをいただきました。関連する事業者等の皆様には高騰する燃油等の使用に対する支援要綱を急ぎ整備して、適切な予算執行をしております。

さて、今定例会は中川村第16期として最後の議会でありました。

第16期の議員各位とは、村長就任1期1年を経過して、公約に掲げました施策を具体的に実行していく2年目から未知のコロナウイルスが世界的に感染拡大し、人々の日常生活を変え、経済活動も封じ込めた約2年半の期間の中で、また少子化、人口減少に対応いたしまして村を活性化するための対策等を中心に皆様と議論し、施策を行ってきた4年間であったと振り返っております。

第16期議会で始められました議会だよりモニター制度の新設とモニターの村民への依頼を行い、現在では23人のモニターの声が議会だよりの改善につながっております。

そして、若い人も議会議員として活躍する多様な世代からなる村議会へ改革すべく先進町村の実態調査、村民アンケートを実施されまして、これらの分析を基に画期的な年代別議員報酬体系を創設されたことが最も大きな功績であると私は確信をしますのでございます。

残念なことは、唯一の女性議員でありました鈴木絹子議員が志半ばで病に倒れたことでもあります。

16期の最終の一年間は故鈴木議員を除く9人の議員構成でありましたが、山崎議長の下よく結束され、任期を全うされまして、村政に大きく貢献いただいたことに対しお礼を申し上げたいと思います。

さて、今年は8月7日投票の長野県知事選挙、上伊那郡区県議会議員補欠選挙に併せ中川村村議会議員選挙の投票が行われます。加えて、7月には参議院議員選挙も執行されるなど、我が村は選挙の夏になります。

議員として目的を果たされ勇退される方、再び公約を掲げ御自身の描く村づくりのため立候補される方、それぞれにも御健勝で暑い夏を乗り切ってくださいますことを祈念しまして、定例会閉会の御挨拶とします。

○議長 最後の定例会を終え、残す任期2か月となっております。4年間大変お疲れさまでございました。また、ありがとうございました。
これで本日の会議を閉じます。
以上で令和4年6月中川村議会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。
○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後3時15分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____